

2020年11月通常会議 意見書案に対する討論

2020年12月22日

林 まり

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案第20号](#) 介護保険制度の改善を求める意見書について

[意見書案第24号](#) 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書について

[意見書案第25号](#) 日本学術会議第25期推薦会員の任命拒否を撤回することを求める意見書について

[意見書案第28号](#) 長引くコロナ禍の下での営業や雇用を守る支援の継続・拡充を求める意見書について

賛成の立場から討論します。

まず、介護保険制度の改善を求める意見書についてです。

介護保険制度が始まって20年が経ちました。介護保険法の制定当時には、「介護の社会化」が達成されると期待され、介護を担ってきた女性が介護労働から解放されると主張する評論家もいたほどです。しかし、現在の介護保険の給付水準は、在宅で24時間介護を保障するには程遠い現状があります。

大多数の要介護者は、介護を無償で担う家族がいないと、在宅生活は不可能であり、家族の負担は依然として重く、2004年以降、年間約10万人が親族の介護を理由に離職しており、政府の「介護離職ゼロ」の目標とは裏腹に減少は見られません。

とくに低所得世帯では、「介護の社会化」から「家族化」への逆流が生じています。家族の介護を18歳未満の子どもたちが担い学業に支障が生じるヤングケアラーの問題も表面化してきました。独居の方は孤立死の危機にさらされ、介護者がいても虐待、心中、「老老介護」の場合には共倒れなど、痛ましい事件が後を絶ちません。厚生労働省の調査では、家族や同居人による高齢者の虐待は、2018年度で17,249件と過去最多を更新しています。

いま、新型コロナウイルス感染症の発生により介護保険制度の脆弱性が露わになっています。訪問介護ヘルパーは感染リスクの高い60歳以上の高齢者も多く、介護施設でも職員不足が深刻化し、サービス提供が困難な事態が生まれています。また、感染を懸念した利用者の減少による収入の激減で、小さな事業所の閉鎖が増えており、コロナの感染拡大が長引けば、さらなる廃業や倒産で、介護サービスの基盤が崩壊しかねません。給付金などの支援も行われていますが、介護報酬の抜本的な増額・底上げが必要です。同時に来年度からの第8期介護事業計画でも重点項目とされている「介護人材の確保」のために、介護労働の専門性の確保、介護職の社会的地位の向上と、それにふさわしい処遇改善が早急に求められます。

これまで介護保険制度の見直しでは、「制度の持続可能性」の名で負担増、基準緩和ばかりが進められてきました。しかし、真に持続可能で介護を社会全体で支え、高齢者も現役世代も安心できる制度とするためには、保険料・利用料を抑えながら基盤の拡充、システムの改善が進められるよう、国費負担の割合を大幅に増やすことが不可欠です。

政府に対し、意見書案が要望する項目について早急に取り組み、国として責任を果たすことを強く求めるものであり、本意見書案に賛成します。

次に、後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書についてです。

菅内閣は今年 15 日、75 歳以上の医療費について、窓口 2 割負担の導入を閣議決定しました。対象は、単身世帯で年収 200 万円以上、夫婦とも 75 歳以上の世帯で年収 320 万円以上とされ、約 370 万人が該当します。

経済的事情による受診抑制の拡大につながるため、医療関係者をはじめ多くの国民が上げていた反対の声を無視して、負担増を決定した自民党・公明党の姿勢に強く抗議します。

そもそも 75 歳以上の方は、複数の医療機関にかかったり、治療が長期化したりするケースが多くあります。一方で、収入は公的年金などに限られています。年金額は実質低下を続け、75 歳を過ぎても生活維持のために働かざるをえない人も少なくなく、家計を切り詰めて暮らしておられるという厳しい現実です。

政府は、“現役世代の負担を減らす”ことを口実にしていますが、問題の根本は、かつて老人医療費全体で 45%を占めていた国庫負担割合を 35%に引き下げ、現役世代の保険料負担に肩代わりさせた制度の改悪があります。若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を戻し、国としての公的役割を果たすべきだと考えます。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大で高齢者の健康と生活が脅かされているときに、医療の負担増を持ち出すなど許されるものではなく、議員のみなさんの本意見書案への賛同を強く求めます。

次に、「日本学術会議第 25 期推薦会員の任命拒否を撤回することを求める意見書」についてです。

菅首相が、日本学術会議の推薦した会員候補 6 人を任命しなかった問題は、かつてない広範な人々から抗議の声があがり、「安全保障法制に反対する学者の会」の集計によると、12 月 5 日時点で、任命拒否に反対する声明を発表したのは、学協会で 1,004、大学・研究所関係で 43、大学人関係で 29、労働組合関係で 40、法曹関係は滋賀弁護士会も含めて 51、そして 100 を超える宗教、文化芸術などの諸団体と、大きく広がっています。

日本自然保護協会と日本野鳥の会、世界自然保護基金（WWF）ジャパンの 3 団体が連名で出した抗議声明は、「真に独立した立場から提言等を行える機関であるという日本学術会議の独立性こそ重要であり、環境分野においても、様々な提言がなされ、科学的根拠をもとに活動する自然保護団体はじめ多くの人々に理論的な拠りどころを示してきた」と指摘し、「政府が日本学術会議に政治介入したことは、日本の健全な自然保護の推進の観点からも見過ごすことができない」と批判しています。

また、日本キリスト教協議会や、映画人有志 22 人が出した抗議声明では、ドイツのルター派教会の牧師、マルティン・ニーメラーの言葉が引用されました。

「ナチスが最初に共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったからである」という言葉で始まり、社会民主主義者、労働組合員と続き、教会に弾圧が及んだ時にはすでに遅く、「そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていません」と、結んでいます。ニーメラーの言葉は、時代を超えて、今を生きる私たちへの警告ではないでしょうか。

理由を示さないままの任命拒否の危険ははかりしれません。学問の自由を侵害するだけでなく、日本社会全体に萎縮をもたらし、言論・思想・良心の自由を侵害するもので、すべての国民にとっての重大な問題です。

任命拒否について、国民に理由を説明するとともに、撤回を求める本意見書案の提出に、議員のみなさんが賛成されることを心より呼びかけます。

最後に、「長引くコロナ禍の下での営業や雇用を守る支援の継続・拡充を求める意見書」についてです。

新型コロナの感染状況は、医療だけでなく、企業経営や雇用にも深刻な危機を招いています。感染の急拡大に、菅首相も「Go To トラベル」事業の一時停止を表明しましたが、遅すぎる決断であり、年末年始という一番の稼ぎ時の飲食・観光業をはじめ多くの事業者の経営を直撃し、「最悪のタイミングや」という声が上がっています。

事業の一時停止に伴って、政府はキャンセルを受けた旅行・宿泊業者には代金の50%を補償するとしていますが損失を賄えるものではなく、飲食店や土産物店、納入業者や生産者などには補償はありません。

さらに、長引くコロナ禍で芸術家や芸術団体も困難にあえいでいます。このままでは日本の文化・芸術の灯は消えてしまいます。

今、緊急に求められているのは、「第3波」の危機から、国民の命と暮らしを守ることで、資金繰り、雇用維持、事業継続のために減収補填や各種給付金の延長・再給付など、直接支援への転換・強化が必要です。

また、実質賃金や家計消費が落ち込む中で10%まで引き上げられた消費税の税率を5%に戻すことは、全国民の負担軽減となり、中小業者が待ち望む効果的な支援策です。コロナ禍のもとで資産1,000億円以上の超富裕層は、資産を14兆円から19兆円へと増やしています。このような富裕層などに適正な課税を行い、消費税を減税することは、税の公正のうえでも急務です。

コロナ危機で困難な状況にある国民の営業や雇用を守るための本意見書案に議員のみなさんの賛同を求めます。